利 用 規 約

利用者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- ② 利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。
- ③ 移住体験住宅の目的以外に使用してはならない。
- ④ 模様替え、増改築、又は工作物の設置を行ってはならない。
- ⑤ 犬、猫、小鳥、虫等動物、鳥類、虫類の持ち込み、飼育を行ってはならない。
- ⑥ 施設内の喫煙をしてはならない。
- (7) 利用料は全額前払い(水道光熱費別途清算)

利用者は以下の事項に留意しなければならない

- ① 施設内に、害虫、カビの発生しないよう、清掃に努める事。(風呂の使用後は、換気に努める)
- ② 駐車場使用の際は、道路にはみ出ないよう努める事。
- ③ ゴミは、羽島市のルールに従い分別し、指定の場所、日時に搬出する事。

利用者は以下の原状回復義務を負担する。

- ① 利用者が、故意又は過失により体験施設を滅失、又は損傷した場合は、利用者はこれを原状に復し、又はその費用を賠償する責任を負担する。
- ② 体験施設の利用を終了する時は、利用期間内に設備その他を、利用開始の状況に 回復し、次の利用者が快適に利用できるように清掃し、施設を明け渡す事。
- ③ 原状回復及び清掃が不十分な場合は、その費用を利用者に請求する事が出来る。